

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年1月5日	財団法人民事法律協 会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 機構業務の実施にあたり当該情報が必要であり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため同社と随意契約したものである。	43,680,000	43,680,000	100.00%	0	機構業務の実施にあたり、当該情報を提供することが可能な者から提供を受ける必要があるため、同社との随意契約によらざるをえないものである。		12
神奈川県発行の広報誌「県 のたより」へのフラット35 広告	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年1月5日	株式会社相鉄エー ジェンシー 神奈川県横浜市神奈川 区栄町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、神奈川県が発行する広報誌「県のたより」にフラット35の広告を掲載するものである。 掲載にあたっては、当該広報誌の発行を神奈川県から委託されている同社へ申し込む必要があることから、同社と随意契約したものである。	1,365,000	1,365,000	100.00%	-	掲載にあたっては、当該広報誌の発行を神奈川県から委託されている同社へ申し込む必要があることから、同社と随意契約したものである。		19
借上宿舎	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年1月8日	内野建設株式会社 東京都練馬区豊玉北5-24-15	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、継続して宿舎として活用する必要があることから当該物件の賃貸人との随意契約によらざるをえないものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年1月12日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,842,000	9,842,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区 3-20-16	平成22年1月7日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,715,000	1,715,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成22年1月14日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,610,000	1,610,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。		1
後納郵便	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年1月20日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	1,316,640	1,316,640	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能事業者は、同社しかないため随意契約によらざるをえないものである。		9

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
総合オンラインシステムのメンテナンス(優良住宅取得支援制度金利引き下げ幅拡大大対応)業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年1月25日	株式会社HS情報システムズ 東京都文京区小石川1-1-17	政府調達規程第11号第7号 本件は、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、フラット35S(20年金利引き下げタイプ)の金利を時限的に引下げることとされた経済対策に伴い、総合オンラインシステムのメンテナンスを行うものである。経済対策の措置を迅速に実施することが必要であることから、本システムの開発先である同社と随意契約したものである。	22,554,000	20,853,000	92.46%	-	本件は、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を受け、優良住宅取得支援制度の拡充にあたり、経済対策の措置を迅速に実施することが必要であることから、本システムの開発先である同社と随意契約したものである。	13	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年2月5日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	11,480,000	11,480,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成22年2月5日	仙台法務局 宮城県仙台市宮城野区名掛丁128	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,577,300	1,577,300	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
事務所賃借	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年2月15日	那覇新都心株式会社 沖縄県那覇市おもろまち1-3-31	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年2月18日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,267,000	1,267,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成22年2月26日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,242,500	1,242,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
事務所共益費(公共料金含む)	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成22年2月28日	株式会社スミセイビルマネジメント 東京都新宿区西新宿6-14-1	会計規程第25条第1項 契約相手方は、事務所ビル全体の管理等を行っており、所有持分はあるものの特定の事業者を選ぶことはできないため随意契約したものである。	50,000,000	管理共益費 1,105,398円/月 ほか	100.00%	-	契約相手方は、事務所ビル全体の管理等を行っており、所有持分はあるものの特定の事業者を選ぶことはできないため随意契約したものである。	5	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月5日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	4,550,000	4,550,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月5日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,051,680	1,051,680	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市千種区新栄3-20-16	平成22年3月9日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,750,000	1,750,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
新築マンション情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月12日	株式会社不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-9-1	会計規程第25条第1項 本件は、新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の提供サービスを受けるものであり、当該情報の情報提供者は限られている。機構は、これまでマンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供されるデータにより行ってきており、これまで蓄積してきたマンション動向の把握・分析における連続性を保つため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。	3,654,000	3,654,000	100.00%	-	新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の情報提供者は限られている。これまでマンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供されるデータにより行ってきており、蓄積してきたマンション動向の把握・分析における連続性を保つため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。		12
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月12日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,191,000	9,191,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
日経テレコン21マルチメディア型情報サービスの利用	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月16日	日経メディアマーケティング株式会社 東京都千代田区大手町1-3-7	会計規程第25条第1項 本件は、社会・経済の一般動向を把握するために業務上必要な著作物の提供サービスを受けるものである。全国紙及び地方紙から新聞情報を含めた情報・サービスを提供している先が、同社のみであることから、同社と随意契約したものである。	2,142,000	基本料金 30,450円/月 ほか	100.00%	-	全国紙及び地方紙から新聞情報を含めた情報・サービスを提供している先が同社のみであることから、当該情報を提供できる同社との随意契約によらざるを得ないものである。		12
後納郵便	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月18日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	1,122,000	1,122,000	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。		9
事務所賃借	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市千種区新栄3-20-16	平成22年3月18日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。	2,730,792	2,730,792	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施することから、同社と随意契約したものである。		5

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
官報公告の掲載業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月24日	株式会社共栄広告社 東京都千代田区神田錦町3-8	会計規程第25条第1項 本件は、独立行政法人国立印刷局が発行する官報に公告を掲載する業務を委託するものである。 官報の掲載料金については、「官報公・広告掲載料金表」により価格が一に定められていることから、同社と随意契約したものである。	7,680,000	918円/行	100.00%	-	官報の掲載料金については、価格が一に定められていることから、随意契約によらざるを得ないものである。		6
総合住宅ローンシミュレーションの保守	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月31日	スミセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構ホームページに掲載している総合住宅ローンシミュレーション(返済プラン比較シミュレーション他)について、保守業務を委託するものである。 総合住宅ローンシミュレーションに関する権利については、機構独自ノウハウ等以外の一切の権利は開発事業者に留保されており、保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することが不可能であるため、随意契約するものである。	1,398,600	1,398,600	100.00%	-	総合住宅ローンシミュレーションに関する権利については、機構独自ノウハウ等以外の一切の権利は開発事業者に留保されており、保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することが不可能であるため、随意契約によらざるを得ないものである。		1
文書管理システムに係る保守管理契約	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月31日	コクヨS&T株式会社 東京都港区港南1-8-35	会計規程第25条第1項 本件は、同社が著作権を保有するパッケージソフトウェアを利用しており、利用にあたっては、同社の使用許諾を要するものである。 保守管理には、当該システムに係るユーザからの照会、障害対応、システムの改修等が必要であり、ソフトウェアの開発及び製造元である同社の使用許諾が必要であることから、同社と随意契約するものである。	8,010,072	8,010,072	100.00%	-	本システムは、同社が著作権を保有するパッケージソフトウェアを利用しており、利用にあたっては、同社の使用許諾を要するものである。 保守管理にあたっては、システムの改修等が必要であり、同社の使用許諾を必要であることから、同社との随意契約によらざるを得ないものである。		1
ALMリスク分析システムに係る基本保守等	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月31日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構のALMリスク分析を行うためのシステムの使用許諾及び保守の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	10,234,980	10,080,000	98.49%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができる同社との随意契約によらざるを得ないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ALMリスク分析に係る運用支援業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月31日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、期限前償還モデルを含めたALMリスク分析に係る運用支援業務を委託するものであるが、当該モデル及びツールに関する著作権等一切の知的財産権は開発を担当したコンサルティング会社であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に帰属することとされている。 当該モデル及びツールについて第三者に開示することは不可能であり、本運用支援業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。	5,861,625	5,670,000	96.73%	-	期限前償還モデル及びツールに関する著作権等一切の知的財産権は開発を担当したコンサルティング会社であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社に帰属しており、当該モデル及びツールについて第三者に開示することは不可能であることから、本運用支援業務を実施することができるのは同社との随意契約によらざるを得ないものである。		1
与信ポートフォリオ管理システムの運用等	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月31日	株式会社ティージーアイ・フィナンシャルソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステムの保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。 当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されておらず、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。	10,669,050	9,712,500	91.03%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社との随意契約によらざるを得ないものである。		1
金融管理サポートシステムに係る運用業務等	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成22年3月31日	株式会社ティージーアイ・フィナンシャルソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構の金融管理サポートシステムの運用業務等の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されておらず、本システムに係る運用業務等を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	6,749,820	4,764,165	70.58%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができるのは同社との随意契約によらざるを得ないものである。		1

〔記載要領〕

- 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 本表は、「公共調達 の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。
その他以下に該当する番号を記載する。
 - 緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - 競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - 秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - 特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成22年3月末時点の情報に基づき作成。